

指定管理者候補者選定結果

1 対象施設及び指定期間

- (1) 施設名称 南相馬市原町区内スポーツ12施設
- (2) 所在地 南相馬市原町区桜井町二丁目200番地ほか
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 申請書提出先及び期限

- (1) 提出先 南相馬市健康福祉部スポーツ推進課
- (2) 期限 令和7年9月16日（火）

3 申請団体

2団体

4 プレゼンテーション審査

施設所管課及び事務局による書類審査を経て、令和7年10月9日（木）に審査員によるプレゼンテーション審査を行った。

（審査員）副市長、小高区役所長、鹿島区役所長、原町区役所長、総務部長、健康福祉部長、スポーツ推進課長、公有財産管理課長、専門委員（税理士）

5 指定管理者候補者の選定結果

- (1) 所在地 南相馬市原町区益田字西迫84番地の1
- (2) 団体名 太田大甕スポーツクラブ
- (3) 代表者名 会長 西 祥一

6 選定理由

プレゼンテーション審査において、下記「7 審査結果」の審査項目の観点から選定基準に基づいて総合的に評価し、「太田大甕スポーツクラブ」を指定管理者候補者として決定した。

「太田大甕スポーツクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「平等な利用を図るための具体的手法」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

7 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点	
			太田大甕スポーツ クラブ	A
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3. 6 7	3. 1 7
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3. 8 3	3. 1 7
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	1 3	8. 2 3	7. 3 7
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	1 2	8. 4 0	7. 2 0
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	1 0	6. 6 7	5. 3 3
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	1 0	7. 0 0	6. 0 0
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	1 0	6. 0 0	3. 3 3
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	1 0	7. 0 0	4. 6 7
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	2. 6 7	2. 5 0
(4)―④	類似施設の運営実績	5	4. 2 2	1. 5 0
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3. 5 0	3. 5 0
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	2. 8 3	2. 6 7
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	2. 8 3	2. 6 7
総 合 点		1 0 0	6 6. 8 5	5 3. 0 8

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a .優秀である(高度な能力を有している)	1. 0
b .満足である(十分な能力を有している)	0. 8
c .平均的である	0. 5
d .物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0. 2
e .劣っている(任せることが不安である)	0. 0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。